



野鳥は飼うだけでも罰せられます!

国内産の野鳥を許可なく飼っていると罰則の対象になります。違法に捕獲した場合1年以下の懲役、もしくは100万円以下の罰金が科せられる場合があります。

標識(脚環)について

標識は、個体識別を目的としており、公記号及び識別番号の情報を付し、材質には、腐蝕性酸化物を施したアルミニウムを用いる。

環境省令で定める標識(脚環)の表示内容(案)

① 個体識別番号
② 公記号(偽造防止用)

50Bア
1234

標識(脚環)が装着された鳥類(ホオジロ)

中国産ウグイス
ウグイス

愛玩飼養目的の捕獲は原則禁止!

平成23年、環境省は全次鳥獣保護事業計画「第1本指針」として愛玩飼養目的の野鳥の捕獲を原則禁止を告示しました。しかし、以前に許可を得た個体については、寿命を全うできるまで飼育することなどが認められます。このすり替え等が予想されることから、年に一度の更新手続きが厳正に行われるよう指導監督を徹底させたい。

輸入鳥について

(法第26条第1項参照)

適法に捕獲されたこと又は輸出が許可されたことを証する外国の政府機関が発行した証明書添付してあるものはならない。輸入して

国内産? それとも外国産?

イス、ホオジロ、オオルリ、キビタキ、オオタカなどは、色彩や計測値、鳴き声やその他の特徴で国内産と外国産の違いが分かるようになります。

密対連では識別のためのリーフレットを作成し、警察が行う種の識別鑑定に協力しています。

★密猟現場を見つけたり、許可なく野鳥を飼っている人を見かけたら、

密猟110番

検索

全国野鳥密猟対策連絡会

事務局：〒616-8211 京都市右京区常盤御池町21-4
http://www.008.upp.so-net.ne.jp/mittairen/

※密対連は、(公財)日本野鳥の会と連携し、野鳥の密猟防止に取り組んでいるNGOです。